平成２７年（フ）第３９２号
岡山市南区福島３丁目11番40―１号パティオＤ棟201号室
債務者　神原　将行
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２４２号
横浜市神奈川区西寺尾４丁目13番21号　フェニックスハイツ105号、申立時の住所横浜市都筑区牛久保東３丁目２番７号　プリムローズＡ
債務者　佐伯　慎哉
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５８４号
横浜市泉区中田西３丁目35番20号　プリマベーラ106号
債務者　宮里有美子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５９４号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台１番６―105号
債務者　島崎　義久
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６２７号
横浜市南区睦町１丁目12番地８
債務者　吉田しのぶ（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６５６号
神奈川県海老名市杉久保北２丁目14番３―203号
債務者　譜久原朝也
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７３６号
神奈川県藤沢市善行６丁目３番15号　第２ホーワコーポ103
債務者　土井まどか（旧姓大村・山口・徳光）
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２号
熊本県菊池市旭志伊萩582番地
債務者　小山　圭三
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第５１５号
静岡市清水区庵原町1618番地
債務者　小長井基宏
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６８号
栃木県栃木市惣社町3733番地１
債務者　大沼　光雄
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第４１７号
静岡市清水区南矢部759番地の１レオパレスＣＯＭＥＴＲＵＥ202号、旧住所静岡市清水区木の下町48番地レオパレスＳＨＩＮⅡ101号
債務者　酒井　彩美
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６７号
愛知県西尾市今川町石橋86番地１　コーポラスシーダー201号室
債務者　有田　善人
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第７６２号
東京都町田市木曽東３丁目16番25―310号
債務者　村越　信次
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第２１号
千葉県いすみ市大原9509番地１（山口アパート３号）
破産者　株式会社大原日立ツチヤ電機
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
千葉県勝浦市荒川152番地
破産者　鈴木　　泉
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
千葉県いすみ市大原9189番地
破産者　浅野佳津夫
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係